

令和5年2月27日

竹原商工会議所

ものづくり部会 部会長 大本 圭介 様  
あきない部会 部会長 宮原 三郎 様  
おもてなし部会 部会長 井上 盛文 様  
た く み部会 部会長 今榮 康彦 様

竹原市長 今榮 敏彦



回 答 書

令和4年10月25日付け要望書について、次のとおり回答します。

1 竹原市に本社を置く企業への市税軽減について

地方税法における減免（軽減）とは、徴収の猶予、納期限の延長等によっても納税が困難であると認められるような場合の救済措置として条例の定めによって市町村長の権限により行うこととされています。

法は、税目ごとに減免（軽減）の規定を定めていますが、その多くは「天災その他特別な事情が生じたことにより税を軽減する必要がある者、貧困により生活のため公私の扶助を受けている者、その他特別な事情があるものに限り減免することができる。」と定めており、基本的には租税の徴収の猶予や、納期限の延長を行ってもなお納税が困難であると認められる担税力のない方に対する救済措置として、個々の納税者の担税力に着目して真に担税力の無い場合に限り適用することとされています。

ご要望の「竹原市に本社を置く企業」に対する市税の軽減につきましては、そのような基準を設けることによって、一律に減免することは、上述のように地方税法の理念・目的等から外れるものであると考えております。

なお、本市においては、令和5年第1回定例会において、企業誘致の促進及び地域産業の創出を図ることを目的に、竹原市企業誘致促進条例を改正し、本

市において事業所の新設又は増設をする者に対し、毎年度5,000万円を上限に、固定資産税相当額(100分の100)を施設設置奨励金として、また新規雇用者に対して雇用奨励金を1人30万円交付するなど、対象業種、奨励金額、金額の上限、要件などを拡充、緩和したところです。

これにより、他所への本社機能の移転・拡充を検討する企業の再考や地元企業の向上の動機付けにつながるものと考えております。

次に、上下水道料金の軽減措置についてですが、水道事業および下水道事業の経営は、地方公営企業法に基づき、独立採算制の原則により、使用者が支払う料金収入によって運営することとなっております。また、本市の水道料金および下水道使用料については、県内平均よりも低い状況にあります。

本市の水道事業は、人口の減少に伴い料金収入が減少する一方で、老朽化した施設の更新や耐震化などへの対応が必要であり、経営環境は厳しさを増しております。

こうした中で、本市の水道事業の経営基盤を強化し、持続可能な水道サービスの提供を進めるため、広島県及び14市町で構成される広島県水道広域連合企業団へ参画したところであり、水道料金についても、単独経営を維持する場合と比べ、上昇幅を抑制でき、令和14年度まで現行の水道料金を維持できる見込みとなっております。

また、本市の下水道事業は、平成18年度に一部供用開始した竹原浄化センター及び中央第2雨水排水ポンプ場においては、今後、耐用年数を超える施設等の増加が見込まれており、維持管理や改築更新に重点を置いたストックマネジメントに取り組んでおります。さらに、人口の減少や生活様式の多様化、節水意識の高まりなど、近年の社会情勢の著しい変化や地方行財政を取り巻く厳しい環境の下で、下水道事業の今後の経営にも大きな影響を及ぼすことが予想されています。

ご要望の上下水道料金の軽減については対応が難しい状況でございますが、住民生活や社会経済活動に大きく影響することから、経営環境の変化に適切に対応するとともに、事業経営の健全化・効率化に取り組むことにより、安全で快適な上下水道サービスを持続的・安定的に提供していくことに取り組んでまいります。

次に、ゴミの廃棄料金の軽減措置についてですが、事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条第1項に基づき、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理をしなければならないと定められているところであり、それを受け、本市は事業系一般廃棄物の処理手数料を20kgごとに200円としております。

また、一般家庭においても、ごみの減量化及びごみ処理経費負担の適正化を図るため、令和3年10月より、一般廃棄物処理の有料化を実施しているところです。

ご要望のゴミの廃棄料金の軽減については対応が難しい状況でございますが、処理手数料の額は、東広島市と同水準であるとともに、近隣の三原市や尾道市、呉市と比較しても低い水準でありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、事業者、一般家庭とも、ごみの処理費用の低減を図るには、ごみの分別の徹底と、再利用できるものは出来るだけ再利用し、処分する量を削減する等のごみ減量化が重要であると考えていますので、引き続きごみの減量化にご理解ご協力をお願いいたします。

## 2 市内移住者やUターンして来た人に対する市税軽減や優遇措置について

新たに移住する方、またUターンをして来る方への市税軽減については、「1 竹原市に本社を置く企業への市税軽減」で記述したとおり対応が難しい状況ではあります。

なお東京圏から竹原へ移住し、広島県が示す中小企業等に就業した場合に移住支援金を支給する移住支援金制度や空き家を購入した場合、居住のために行う改修の一部を補助する空き家改修移住・定住支援制度を設けており、また、本市では、これまで庁内窓口にて、移住された土地勘のない方に対して様々な相談対応や、支援制度の紹介などのサポートをしてまいりました。

これらに加えて、今後、昨年12月設置された一般社団法人竹原市観光まちづくり機構が開設予定である移住定住サポートセンターにおいて、移住希望者に対し、更なる相談支援やフォローアップを実施してまいりたいと考えております。

### 3 生産年齢人口を増やし地域事業所の人材不足を解消する取り組みについて

本市では若い世代の地元企業の認知、「働くこと」への関心や意識高揚等の醸成を図るため、貴団体とも連携させていただきながら、中学校の授業の一環としてキャリアスタートウィークを実施しているところです。

また、令和3年に設置した竹原市生涯現役雇用促進協議会において、高齢者が地域を支える一員としていつまでもいきいきと働き続けることができる社会を目指して、高齢者雇用を促す事業者への啓発、高齢者の就労相談及び能力開発研修等に取り組んでいます。

本年度は、生涯現役雇用促進協議会の事業として、高齢者の就労意欲の醸成に係るセミナーや、就労スキルの向上に向けてパソコン教室を実施いたしました。

事業所との雇用のマッチングにつきましては、竹原市、ハローワーク竹原及び竹原商工会議所等で構成される竹原市雇用対策協議会において、竹原地域の事業者と市内で就労を希望する方のマッチングの場である就職ガイダンスを毎年実施しており、その他にも他団体が実施する就労支援事業などの情報発信に取り組んでいます。

今年度は、地元事業所の雇用に向けたより効率的な取組とするため、従来の対面式のガイダンスと同時並行でオンライン式ガイダンスを実施する予定としています。

今後も引き続き事業者及び求職者のニーズの把握に努めながら、それぞれの取組を進めてまいります。

### 4 プレミアム付商品券発行事業継続による消費喚起支援について

新型コロナウイルス感染症の影響により市内経済の低迷が続く中、市内消費の活性化を図るため、令和4年度においては7月6日から12月31日まで利用可能なプレミアム商品券発行事業を行ったところであります。

令和5年度につきましても、新型コロナウイルス感染症の長期化及び原油価格、物価高騰による影響により、厳しい経営を強いられている中小企業者等への支援策として、令和4年度補正予算において、プレミアム付商品券発行事業の予算を確保いたしました。

今後、事業開始に向け、準備を進めてまいりますので、より効率的な事業となるよう御協力のほどよろしくお願いいたします。

## 5 竹原市のホームページに市内事業所の紹介ページの設置について

本市では、必要な市政情報を確実に届けるため、情報内容に応じて市ホームページをはじめツイッターやフェイスブック等 SNS を活用するとともに、受け手を意識した分かりやすい効果的な情報発信に取り組んでおります。

市内事業所の紹介につきましては、市や貴団体の様々な発信ツールに加え、各事業所のホームページなどにより、地元企業を紹介する媒体を増やし、効果的な発信を行うことが必要だと考えております。

つきましては、本市ホームページを通じて、貴団体が作成する会員事業者等の紹介ページへリンクさせる等、貴団体と連携を図りつつ、市内事業者の PR 及び雇用の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

## 6 建物に係る補助金の上限金額、補助エリアの見直しについて

「特定空家等及び不良空き家除却支援事業」については、老朽化して倒壊や崩落の恐れのある危険な空き家の除却を促進し、市民の安心・安全な住環境の形成を図るため、市内に存する特定空家等及び不良空き家の解体工事に要する経費の一部を予算の範囲内において補助するものです。

また、「空き家改修移住・定住支援事業」については、市内の存する空き家の有効活用を図ることにより、本市への移住・定住を促進するとともに、空き家の発生を予防するため、移住者が空き家を取得し、居住のために行う改修工事に要する経費の一部を予算の範囲内において補助するものです。

加えて、「まちなか賑わい創業支援補助制度」については、まちの賑わいを創出する創業を支援するため、まちなかにある空き店舗等を改修する費用の一部を予算の範囲内において補助するものです。

これらの補助金の額は、他市町の状況等も踏まえて定めており、特に、本市における重要な移住・定住策である空き家改修移住・定住支援事業の補助金の額は、補助対象工事費の2分の1以内（上限100万円）としており、県内市町では最高額となっています。

また、特定空家等及び不良空き家除却支援事業やまちなか賑わい創業支援補助制度についても、県内市町とほぼ同等の補助金額としており、一定の支援水準を確保しています。

加えて、耐震性能が不足する住宅に対する支援については、平成26年度から耐震改修工事に要する経費の一部を補助しており、令和4年度からは、これまでの耐震改修補助に加えて、居住誘導区域内においては補助金の嵩上げや建替えも補助対象とするなど、より利用しやすい制度となるよう拡充を行いました。

今後も、本市への移住・定住につながるよう随時見直しを行いながら、制度を運用してまいります。

## 7 地元業者への受注機会増大の為の措置について

受注機会の増大につきましては、令和4年11月から一般競争入札における地域要件の緩和を行い、競争性が確保できる事業者数を20程度から、設計金額に応じた指名業者標準選定数（最大で12者以上）へ変更するなど、市内業者の受注機会の確保に努めています。

また、契約書特約事項で、やむを得ず工事の一部（主体的部分を除きます。）を第三者に請け負わせようとする場合は、極力市内事業者へ発注するよう定めており、この特約事項は継続して実行していきます。

下請けの義務付けにつきましては、公正取引委員会の考え方を示した『地方公共団体職員のための競争政策・独占禁止法ハンドブック』によると、義務付けにより受注者の自由な事業活動を制限することになると指摘しており、公正かつ自由な競争を促進し、事業者が自主的な判断で自由に活動できることを目的とした独占禁止法に抵触する恐れがあること、広島県及び県内他市においては、義務付けの事例はないことから、顧問弁護士の見解を踏まえ慎重に対応してまいります。

## 8 防災・減災工事に係る費用の一部負担について

本市における防災・減災工事については、市民の方々の安全・安心を確保するため、近年頻発する大規模災害に備え、市の最重点施策の一つとして「災害

に強いまちづくり」を推進しているところです。

市の管理する道路や河川・水路などの強靱化を図るため、被災した施設の復旧に留まらず、再度災害を防止するための施設の新設や改修等を精力的に行うとともに、保全すべき家屋に近接したがけ地の崩壊対策については、急傾斜地崩壊対策事業や小規模崩壊地復旧事業として対策工事を実施しているところです。

更に、民間所有の住宅に対しては、地震への備えとして、耐震化を図るための補助制度である住宅耐震化促進事業を設け、より利用しやすい制度に見直しながら制度拡充を図っているところです。

このような様々な対策について、市民の方々と対話しながら実施可能で効果的な対策を講じ、安全・安心の確保に努めているところですが、なお未対策となる宅地災害に関しては、対策に対する市としての支援策について今後調査・検討してまいります。